

## 神戸大学大学院人間発達環境学研究科における人を直接の対象とする研究に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、人間発達環境学研究科、発達科学部及び総合人間科学研究科発達科学系において、人を直接の対象とする研究が倫理的配慮のもとに行われることを目的として定める。

### (委員会の設置)

第2条 人間発達環境学研究科(以下「本研究科」という。)に、人を直接の対象とする研究が倫理的配慮のもとに行われているかどうか審査するため、研究倫理審査委員会(Human Ethics Committee of Graduate School of Human Development and Environment, Kobe University。以下「委員会」という。)を置く。

### (任務)

第3条 委員会は、人を直接の対象とする研究に関して、本研究科の教員から申請された研究計画の内容を、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 研究の対象となる者(以下「研究対象者」という。)のプライバシーの保護をはじめとする人権の擁護
- (2) 研究によって生ずる研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮
- (3) 研究対象者(必要のある場合にはその家族等を含む。)に理解を求め同意を得る方法

### (組織)

第4条 委員会は、本研究科の教員若干人をもって組織する。

- 2 委員は、教授会の議を経て、研究科長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、審査の判定は、出席者の過半数によって決する。

- 2 委員は、自己の研究計画に係わる審査に参加することはできない。

### (申請の手続き)

第8条 研究計画の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号の審査申請書及び研究対象者からインフォームド・コンセントを得る必要がある場合は別記様式第2号を添えて、研究科長に提出しなければならない。

### (審査の判定)

第9条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 承認、条件付承認の場合は、研究を実施することができる。ただし、条件付承認の場合は、委員会の指示した条件に従わなければならない。

(判定の通知)

第10条 委員長は、審査終了後、速やかに審査の結果を研究科長に報告しなければならない。

2 研究科長は、前項の報告に基づき、速やかに申請者に別記様式第3号の審査結果通知書を交付しなければならない。

(再審査)

第11条 申請者は、審査の結果に対し異議のある場合は、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に再審査を請求することができる。

2 再審査の請求は、別記様式第4号の再審査請求書により行うものとする。

3 再審査に係る手続きは、前4条の規定を準用する。

(事務)

第12条 委員会の事務は、本研究科事務部において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。